

山添村災害時受援計画

令和3年3月

奈良県 山添村

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1. 本計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 本計画の対象とする支援の範囲	2
4. 本計画の発動	2
5. 本村の受援体制	3
6. 応援要請の法的根拠	4
7. 災害時対策のための組織体制	5
第2章 人的支援の受け入れ	6
1. 基本的考え方	6
2. 人的支援の受け入れ手順	6
第3章 物的支援（物資供給）の受け入れ	9
1. 基本的考え方	9
2. 部的支援（物資供給）の概要	9
3. 物的支援の受援体制	9
第4章 応援団体別の受援体制	11
1. 地方公共団体	11
2. 自衛隊	12
3. 緊急消防援助隊	18
4. 医療機関	18
5. 災害時応援協定締結団体	18
6. ボランティア	19
7. 上下水道、ガス関係機関	20
8. その他の団体	21
第6章 受援力向上に向けた取り組み	22
1. 本計画の推進・見直し	22
2. 受援対象業務シートの管理	22
3. 受け入れ態勢の充実	22
4. 災害時応援協定の実効性強化	22
5. 受援に関する研修・訓練の実施	22

第1章 基本的な考え方

1. 本計画の目的

市町村は、大規模な災害が発生した場合、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、災害対応業務や被災者支援等の業務を行う必要があり、他の地方公共団体や民間企業、ボランティアなどの応援を最大限活用することが求められる。

しかしながら、これまでの大規模災害の事例から、外部からの応援に対し十分な受け入れ体制が整っていなかったため、応援職員が十分に活動できなかったなどの問題が発生している。

本計画は、内閣府で平成29年3月に取りまとめた「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等の内容を踏まえ、大規模災害が発生した際に外部からの応援を円滑に受け入れるための体制を事前に整備しておくことにより、行政機能を確保しながら、迅速かつ効果的な被災者支援を実施することを目的として策定するものである。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「山添村地域防災計画」での広域連携体制等を具体化した計画として位置づけ、山添村業務継続計画の実効性を高めるための計画として位置づける。

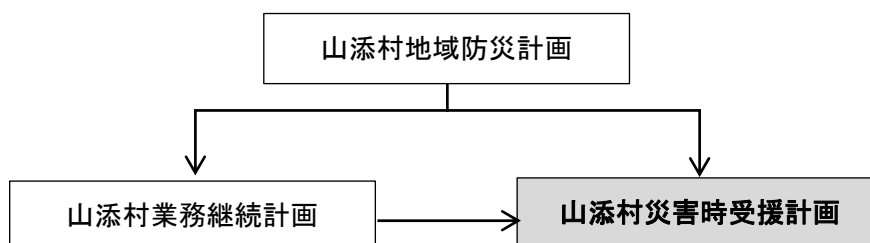


図 計画の位置づけ

3. 本計画の対象とする支援の範囲

本計画では、災害発生時に行われる外部からの人的及び物的支援を対象とし、その範囲を以下の通りとする。

(1) 本村に人的支援を行う応援団体等

- ① 地方公共団体
- ② 消防機関
- ③ 自衛隊
- ④ 医療機関
- ⑤ 災害時応援協定締結団体
- ⑥ ボランティア
- ⑦ その他の団体

(2) 本村に行われる物的支援（物資供給）の種類

- ① 奈良県からの物資の受け入れ（国からの支援を含む）
 - ア 災害時応援協定に基づく物資の調達
 - イ 救援物資の受け入れ
- ② 物資の物流に係る支援
 - ア 集積場所の受け入れ
 - イ 輸送業務

4. 本計画の発動

災害発生時に人的又は物的資源が不足する場合、本計画を発動し、応援要請を行うなど受援体制を確立する。

(1) 発動要件

- ① 本村で震度 6 弱以上の地震が発生した場合
- ② その他、大規模な災害が発生し、村災害対策本部長が必要と認めた場合

(2) 発動期間

発動期間は、山添村業務継続計画と整合性を図るため、同計画の発動期間である「発災後 1 か月」を基本とするが、必要に応じて、発災後 1 か月以降の応援受け入れも想定する。

なお、支援の種類別発動期間はおおむね次ページの通りである。

表 支援の種類と想定される期間（基準）

支援の種類		時 期						
		第1局面 発災から 3時間程度	第2局面 発災後 3時間から 24時間程度	第3局面 発災後 24時間から 72時間程度	第4局面 発災後 3日から 7日程度	第5局面 発災後 7日から 2週間程度	第6局面 発災後 2週間から 1か月程度	発災後 1か月 以降
人的支援	地方公共団体							→
	消防機関	→				→		
	自衛隊		→				→	
	医療機関	→				→		
	災害時応援協 定締結団体			→				→
	ボランティア				→			→
	その他の団体				→			→
物的支援 (物資供給)	物資の調達に 係る支援				→			→
	物資の物流に 係る支援				→			→

5. 本村の受援体制

(1) 基本的な考え方

応援要請や受け入れ等の受援業務については、応援を受け入れる各課において、主体的に実施することとし、全体調整を災害対策本部が行うこととする。

(2) 受援を担当する組織・担当者の設置

受援に係る窓口及び指揮命令系統を明確にし、応援を円滑に受け入れるため、本部及び応援を受け入れる各班・各課に、次の通り受援を担当する組織及び担当者を設置する。

ア 本部会議

本部会議内に、受援に関する全体調整を担当する「受援統括係」を設置する。

受援統括係は、全体調整として行政機関・自衛隊等への応援要請・村全体の受援状況の取りまとめを行う。

イ 応援を受ける各課

各課に統括責任者及び受援担当者を置く。

① 統括責任者

応援者等に対して、業務に関する指揮命令を行うもの。管理職を基本とする。

※応援団体から派遣される行政職員や民間企業の従業員等をいう。

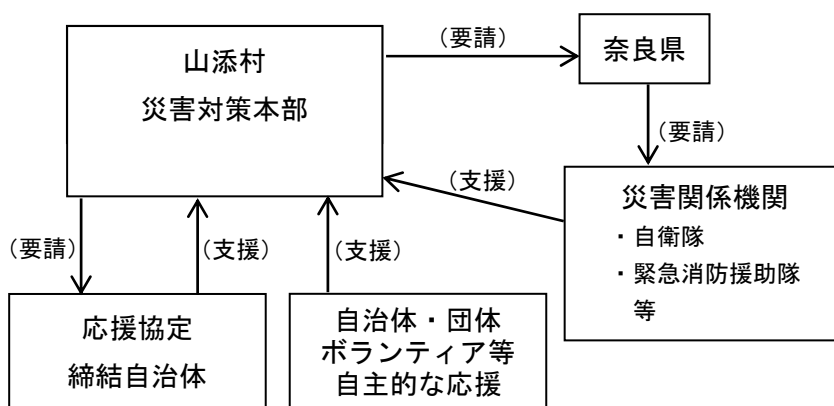
② 受援担当者

応援者の受け入れに関して、必要な情報共有や活動環境の整備を行う実務責任者。

(3) 応援要請の受け入れ

大規模災害が発生した場合には、自衛隊等の災害関係機関に対しては奈良県を通じて応援要請を行い、応援協定締結自治体には本村災害対策本部より直接応援要請を行う。

その他自治体・団体、ボランティアによる自主的な支援がある。



6. 応援要請の法的根拠

本計画に基づき、応援団体に応援要請する際の法的根拠等は以下の通りである。

表 応援要請の法的根拠

種別	要請先	要請内容	根拠法令等
人的支援	奈良県	応援の要求及び災害応急対策の実施	災害対策基本法 第 68 条
		緊急消防援助隊の応援要請	消防組織法第 44 条 及び第 45 条
		自衛隊の派遣要請	災害対策基本法 第 68 条の 2 第 1 項
	他市町村	応援の要求	災害対策基本法 第 67 条第 1 項
	災害時応援協定締結団体	協定等に定める事項	各種災害時応援協定
物的支援 (物資供給)	奈良県	物資又は資材の供給	災害対策基本法 第 86 条の 16
	災害時応援協定締結団体	物資の供給	各種災害時応援協定

7. 災害時対策のための組織体制

大規模災害が発生または発生する恐れがある場合に総合的な災害対策を遂行するための組織体制は、以下の通りである。

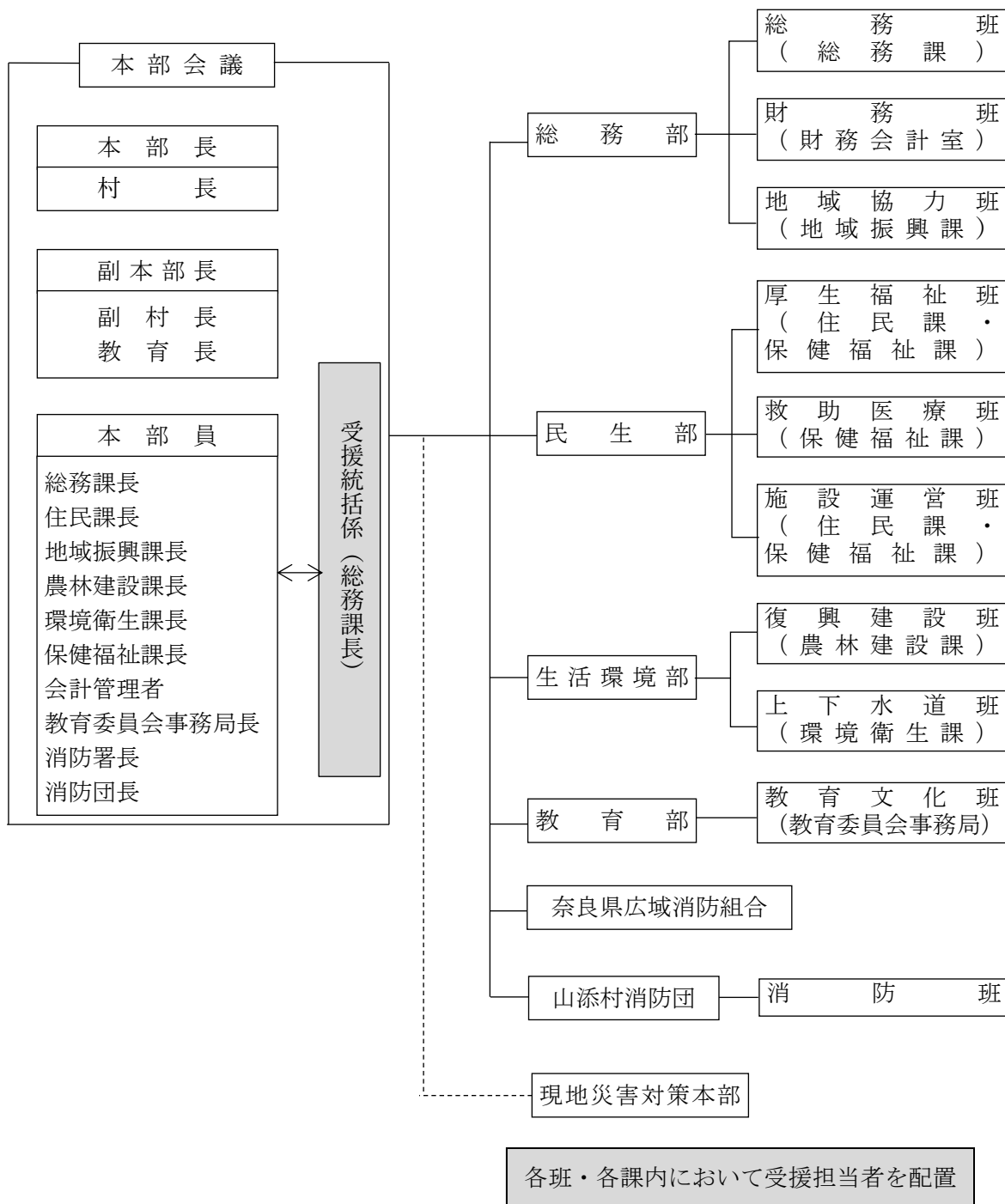


図 災害対策本部組織図

第2章 人的支援の受け入れ

1. 基本的考え方

大規模災害時に人的支援の受け入れを円滑に実施するため、受援業務の手順や、受け入れを行う各班・各課と本部会議との役割分担を明確にする。

2. 人的支援の受け入れ手順

(1) 応援要請

ア 応援要請

- ①各班・各課の受援担当は、非常時の優先業務を実施するにあたり、人的資源が不足する場合は、応援要請の必要性について判断する。応援要請が必要な場合は、各班・各課受援統括責任者を通じて本部会議「受援統括係」に要請する。
- ②受援統括係は、各班・各課からの応援要請を受け、各班間の人的資源の確保・調整を行い、その上で人的資源が不足する場合は、調整会議を開催し、新たに必要とする応援業務及び人数を決定し、本部会議へ報告する。
- ③災害対策本部で応援内容を決定し、受援統括係は、要請内容、担当者名、連絡先、集合場所等について応援団体に電子メールや電話等で応援を要請する。
- ④なお、やむを得ない緊急の場合等、各班・各課が受援統括係を経由せず他自治体等へ応援を要請した場合は、速やかに受援統括係へその内容を報告する。

(2) 受援の準備

① 応援団体との連絡調整

- ・受援統括係は、応援団体と連絡調整を行い、応援者の人数や到着時刻、集合場所、携行品等について事前に把握し、受け入れを行う各班・各課と情報を共有する。

② 必要な資機材の準備

- ・業務に必要な資機材については、原則、受け入れを行う各班・各課で準備する。ただし、自動車や特殊な業務に係る資機材等、不足することが想定される資機材については、応援者に持参してもらうよう要請する。

③ 応援者の執務スペース等の確保

- ・応援者が活動する執務スペース等については、受け入れを行う各班・各課が所管する施設を活用して確保する。ただし、受け入れを行う各班・各課で確保できない場合は、受援統括係は、各班・各課の受援担当者との調整会議を諮り、必要な執務スペース等を確保する。

④ 応援者等に要請する業務内容・手順等の整理

- ・受け入れを行う各班・各課は、応援者に要請する業務内容・手順等を整理しておく。業務マニュアルを作成している場合は、応援者に配布できるようにしておく。

⑤ 応援者の滞在場所、移動手手段及び食料等の確保

- ・ 応援者等の滞在場所については、応援団体又は個人が確保することを原則とする。ただし、応援団体等による確保が困難な場合は、受け入れを行う各班・各課が中心となって本村の所轄施設を活用して確保する。ただし、確保が困難な場合には、受援統括係において対応する。
- ・ 移動手手段については、応援団体が自ら確保することを基本とする。ただし、応援団体等による確保が困難な場合には、本村公用車等を活用し確保する。
- ・ 食料・飲料水については、応援団体が自ら確保することを基本とする。ただし、応援団体等による確保が困難な場合には、受援統括係への要請により、本部会議が確保する。

⑥ 応援者に持参を呼びかける物資

- ・ 受援担当は、応援団体等との連絡調整において、応援を実施する際に必要となる持参すべき物資等の情報を提供する。

■ 想定する持参要請物資

- ・ 食料・飲料
- ・ 寝袋・毛布・キャンプマット
- ・ 簡易トイレ・車両（燃料含む）
- ・ パソコン及び通信機器
- ・ 個人防護装備（ヘルメット・防塵マスク・手袋等）
等

(3) 応援者の受け入れ

ア 応援者等の受け付け

- ・ 受援担当者は、集合場所において、応援者等の受け付けを行う。その際には、応援者等の団体名や氏名、活動期間、宿泊場所を明記した名簿を作成する。作成した名簿の原本は受援担当者の班・課で保管するとともに、受援統括係へコピーを提出する。

イ 業務内容の説明

- ・ 受け入れを行う各班・各課は、応援者が行う業務の内容や手順について、応援者等に説明を行う

ウ 応援者等の受け入れの報告

- ・ 応援者等を受け入れた場合、受け入れを行う各班・各課は、受援状況報告書を作成し、速やかに受援統括係へ提出する。受援統括係は村全体の応援者等の受け入れ状況を取りまとめて本部会議に報告する。

(4) 応援による業務の実施

ア 応援者等との情報共有

- ・受け入れを行う各班・各課は、原則として毎日、朝礼やミーティングを実施し、応援者等に対して、業務内容の指示や情報共有を行うものとする。

イ 応援者等の業務管理

- ・受け入れを行う各班・各課は、応援者等による業務の実施状況を把握する。業務量及び必要人員を勘案し、必要に応じて応援者等の追加要請や業務内容の変更を検討する。

ウ 応援者等の交代・引継ぎの対応

- ・受け入れを行う各班・各課は、応援者等の交代に際して、適切に引継ぎが行われるよう、情報共有等に配慮する。
- ・応援者等については、日報をつけてもらい、交代に際しては、応援者等同士で引継ぎを行うよう依頼する。

エ 業務実施状況の報告・調整

- ・受け入れを行う各班・各課は、応援者等による業務の実施状況について、受援状況報告書を作成し、本部会議に報告する。

(5) 受援の終了

ア 受援終了の判断・決定

- ・受け入れを行う各班・各課は、受援対象業務の終了、又は業務に必要な人員の充足など、受援が不要となる見込みとなった場合は、応援団体等と連絡調整を行い、受け入れを行う各班・各課の長が決定する。
- ・受け入れを行う各班・各課は、受援が終了した場合は、受援統括係に報告し、受援統括係は本部会議に報告する。

(6) 応援申し出の対応

- ・外部から応援申し出があった場合は、受援の判断等については、本部会議で行うものとし、その後の応援者等との連絡調整については、当該業務を所轄する班又は課が対応する。
- ・申し出に基づいて応援を受け入れた場合においても、本村から応援要請した場合と同様の基準で受援業務を行うものとする。

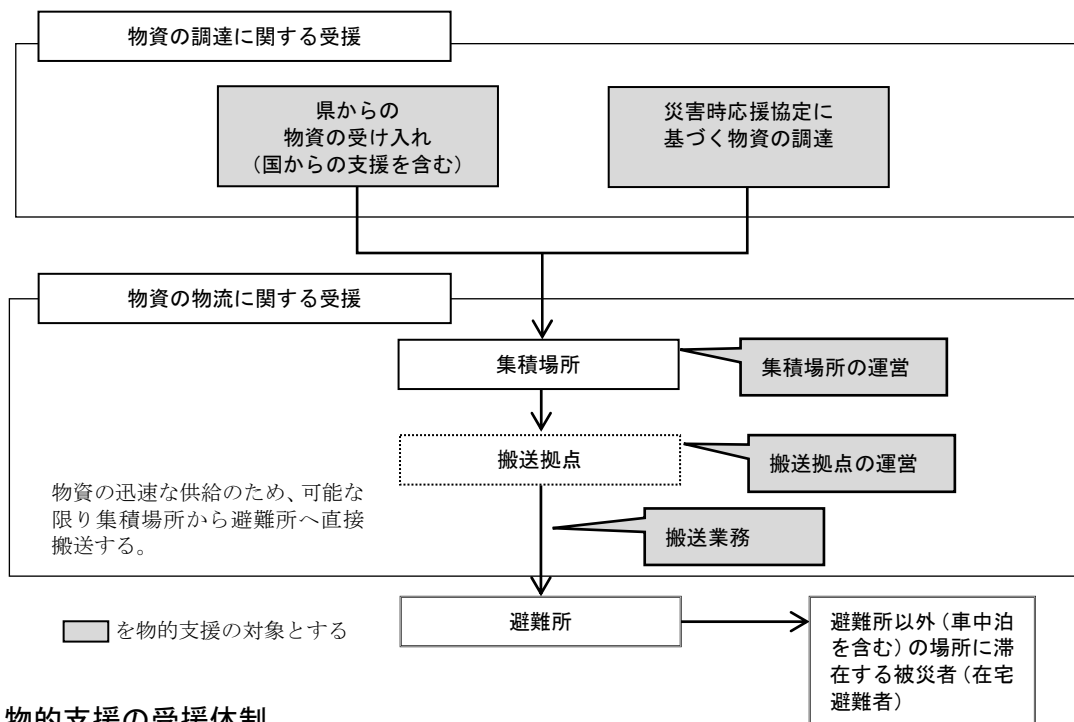
第3章 物的支援（物資供給）の受け入れ

1. 基本的考え方

大規模災害時においては避難生活や物流の復旧までの長期化等により、必要物資の不足が懸念される。このため災害発生時に物資の供給を円滑に実施するため、物資の調達及び物流について、外部からの支援を受け入れる体制を整備する。

2. 物的支援（物資供給）の概要

本計画で対象とする物的支援（物資供給）の流れは次の通りである。



3. 物的支援の受援体制

(1) 基本的な体制

支援物資に関する事務は、施設運営班（住民課・保健福祉課）が行う。ただし、避難所への物資の配分等を行う輸送業務については、必要に応じて各班・各課が行うものとする。

【物資の調達に関する受援についての主な役割】

- ・ 物資の確保、配分等の統括
- ・ 避難所ごとの物資ニーズの集約・整理
- ・ 物資集積場所、搬送拠点の在庫管理、必要な関係者との調整

【物資の物流に関する受援についての主な役割】

- ・ 搬送に必要な車両等の確保・要請
- ・ 物資の受け入れ、荷下ろし、検品、仕分け、荷捌き、積み込み等
- ・ 拠点周辺の搬送車両の誘導、搬送管理

(2) 物的支援の受け入れ手順

支援物資の集積場所については、以下の箇所とする。また、迅速な搬送を行うため、集積場所から直接避難所への搬送を行うこととするが、避難所では集積スペースが不足する場合など、必要に応じて搬送拠点（物資中継箇所）を設けるものとする。

表 物資集積場所

施設名	所在地
総合スポーツセンター	大字大西69番地
ふれあいホール	大字大西1367番地
旧北野小学校	大字北野1001番地

ア 必要物資の要請

① 必要な物資の把握

施設運営班は、避難所の避難者数及び避難所周辺の在宅被災者数を確認し、必要とする物資の種類及び数量を把握する。把握した内容について、災害対策本部に報告する。

② 必要な物資の要請

災害対策本部は、備蓄物資や集積場所、搬送拠点の在庫状況及び避難者数、被災者数と照合し、不足分を協定締結事業者、協定締結自治体、奈良県に対し、品名、数量、搬送場所等を整理し、連絡・要請する。

イ 集積場所・搬送拠点の運営

① 集積場所・搬送拠点の開設

施設運営班は、集積場所・搬送拠点の開設が必要となった場合、集積場所・搬送拠点の被災状況を確認の上、集積場所・搬送拠点を確保する。

施設運営班は、拠点ごとに配置する担当職員を決定し、担当拠点に派遣し、担当職員は開設の準備を行う。

② 物資の受け取り

担当職員は、外部からの物資を受け取る。受け取った物資については、仕分け、荷捌きを行い、各拠点に保管する。

ウ 避難所等への物資搬送

① 避難所等への物資搬送

避難所及び搬送拠点への物資の搬送については、村公用車を活用する。公用車で不足する場合は、奈良県トラック協会に協力を要請する。

② 物資の受け取り

施設運営班のうち、避難所の運営を担当する職員（所轄施設が避難所に指定され

た場合の地域協力班を含む)は、避難者、避難所運営委員会及びボランティア等と協力し、搬送された物資の荷下ろし及び物資の適正な管理を行う。

第4章 応援団体別の受援体制

大規模災害時において本村単独で対処することが困難であると判断された場合、速やかに地方公共団体、消防機関、自衛隊等の各応援団体へ応援要請を行う必要があるため、要請内容や受け入れ基準について以下の通り定める。

1. 地方公共団体

(1) 県

本村は、奈良県（以下県とする）に応援（職員の派遣を含む。以下同じ）又は応援のあっせんを求める等、県と緊密な連携を取りながら、災害対策に万全を期すものとする。

本村が県に対し応援又は応援のあっせんを求める場合は、本部会議より県災害対策本部に対し、次に掲げる事項について口頭又は電話等をもって要請し、後日書にて改めて要請するものとする。

【応援要請時に明らかにすべき事項】

- ・災害の原因及び被害状況
- ・必要とする応援の人員、資機材、期間、場所
- ・その他必要な事項

(2) 地方公共団体相互応援協定に基づく受援

本村では、大規模な災害が発生した場合に備えて、地方自治体と相互応援協定を締結しており、大規模災害が発生した場合、必要に応じて当該協定に基づき応援要請を行う。

受け入れの具体的な方法は、「第2章 人的支援の受け入れ」に示す。

(3) 他市町村

本村では、全国市長会及び全国町村会等を通じて災害時応援協定を締結していない市町村から応援を受けることも想定される。

受け入れの具体的な方法は、「第2章 人的支援の受け入れ」に示す。

2. 自衛隊

(1) 派遣要請の判断

村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するように求めることができる。要請にあたっては、災害派遣の3要件である「緊急性・公共性・非代替性」を考慮する。

なお、通信の途絶等により、知事への要求ができない場合は、村長は災害状況を自衛隊に通知することができる。その際は、村長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(2) 災害派遣要請の範囲

表 災害派遣要請の範囲

応援項目	応援内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令（指示）等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開 （機能確保）	道路若しくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開（機能確保）、又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障の範囲における通信支援
人員及び物資の緊急搬送	救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付 又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し援助物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の安全及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

(3) 災害派遣要請の要求方法

- ・ 知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として村長が行うものとする。
- ・ 村長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、口頭又は電話等で行う。ただし、電話等の場合は、災害対策本部が県災害対策本部（防災統括室長）に要求し、その後速やかに次に掲げる事項を記載した知事あての文書を提出する。

【自衛隊災害派遣要請時に明らかにすべき事項】

- ・ 災害の状況及び派遣を要する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

(4) 災害派遣部隊の受け入れ態勢

① 村の受け入れ態勢（準備）

自衛隊の災害派遣が決定したとき、本部長は関係部長と協議した上、県の派遣部隊の受け入れ計画に準じて村の受け入れ態勢を確立する。

【村の受け入れ態勢】

- ・ 滞在施設（場所）及び車両、資機材等の保管場所の準備
- ・ 派遣部隊との連絡調整にあたる現場責任者の選定と派遣
- ・ 自衛隊の作業に必要な資機材の確保と到着後すぐの活動のための準備
- ・ ヘリコプターによる応援を受ける場合の着陸地点、風向き表示などの必要な事前準備

【自衛隊災害派遣部隊活動拠点（候補地）】

その他自衛隊災害派遣部隊の活動スペースが確保できる運動場などを抽出（要確認）

②他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

村災害対策本部（本部事務局）及び県災害対策本部（防災統括室）は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

この場合、県災害対策本部（防災統括室）は、村災害対策本部と地方本部、現地本部等との協力体制が迅速に図れるよう配慮するとともに、合同本部連絡会議を必要に応じて開催し、自衛隊追加要請等の手続きが迅速に行われるよう努める。

③作業計画及び資機材等の準備

村災害対策本部（本部事務局）及び県災害対策本部（防災統括室）は、自衛隊に対して作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要な十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

【計画作成の基準とすべき事項】

- ・ 作業箇所及び作業内容
- ・ 作業箇所別必要人員及び資機材
- ・ 作業箇所別優先順位
- ・ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ・ 部隊との現場連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(5)経費負担

①費用の範囲

災害派遣部隊の滞在施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料、その他必要な経費で協議の整ったもの。

②負担の方法

本村が原則として負担する。なお、本村において負担するのが適当でないものについては県が負担する。

(6)撤収要請の要求

- ・災害派遣の撤収要請は、村長の要請に基づき知事が行う。
- ・村災害対策本部（本部事務局部長）は、まず電話等により県災害対策本部（防災統括室長）に自衛隊の撤収要請を要求し、その後速やかに次に掲げる事項を記載した知事あての文書を提出する。

【撤収要請事項】
・撤収要請日時
・派遣人員等及び従事作業の内容
・その他参考となるべき事項

(7)県及び自衛隊の連絡窓口

①派遣要請先

【奈良県】 防災統括室	代表電話	0742-22-1101（内線 2293）
	直通電話	0742-27-8456
	N T T F A X	0742-23-9244
	県防災行政無線（衛星系）	81-111-9010
	県防災行政無線 F A X（衛星系）	81-111-9210
	夜間等代表電話	0742-22-1001
	宿直室（夜間等）	072-27-8944

②陸上自衛隊第4施設団連絡先

【自衛隊】 陸上自衛隊 第4施設団	本部第3科防衛班（N T T 電話）	【N T T】 0744-44-0001 （内線 235・236・239）
	【夜間】 第4施設団本部当直	（内線 212）
	N T T F A X	0744-44-0001

	県防災行政無線（衛星系）	村役場 13-571-11 当直室 13-571-12
	県防災行政無線FAX（衛星系）	村役場から 13-571-21

③陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれないとき

陸上自衛隊第3師団長（主として陸上自衛隊等に関する場合） 通信先：第3師団第3部防衛班 伊丹市広畑1-1 NTT電話：0727-81-0021（内線3734） NTTFAX：0727-81-0021（交換切替内線3724）
--

④航空自衛隊奈良基地司令（主として航空自衛隊に関する場合）

奈良市法華寺町1578 幹部候補生学校 NTT電話：0742-33-3951（内線211・225当直） NTTFAX：0742-33-3951（交換切替内線401）
--

⑤報告

災害派遣要請を行ったときは、次の機関に報告する。

奈良市高畑町552 自衛隊奈良地方協力本部 NTT電話：0742-23-7001

(8)自衛隊の自主派遣

各自衛隊指定部隊の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等を派遣する。

なお、各自衛隊指定部隊の長より自主派遣の連絡を受けた知事は、直ちにその旨を村長その他関係機関に連絡する。

3. 緊急消防援助隊

(1) 応援要請

本部長（村長）は、大規模な災害が発生し、奈良県広域消防組合管内の消防力及び奈良県内の広域消防応援だけでは十分な対応が困難と判断した場合は、緊急消防援助隊の応援要請を決定し、知事に対して速やかに要請を行う。この場合において、知事に連絡を取ることができない場合は、消防庁長官に対して要請を行う。

(2) 受け入れ、受援の体制

「奈良県広域消防組合緊急消防援助隊受援計画」に基づき実施する。

4. 医療機関

医療機関からの応援受け入れは、救助医療班（保健福祉課）が一括して行い、被災の程度や各地域の状態に応じて配置先等を決定する。

(1) 応援要請

ア 医師会等への要請

救助医療班（保健福祉課）は、必要に応じて、医師会等の関係団体に医療救護活動の協力を要請するほか、県及び他の市町村等に医療救護班の派遣、医療救護チームの編成、その他の応援を要請する等、必要な措置を講じるものとする。

イ DMA Tへの要請

救助医療班（保健福祉課）は、必要に応じて、県へDMA T（災害派遣医療チーム）の派遣を要請するものとする。

(2) 応援受け入れ

県内外からの医療機関の受け入れ及び派遣先の調整は、救助医療班（保健福祉課）が行う。ただし、DMA Tについては、県の調整本部が行うものとする。

(3) 医薬品・資機材等の確保

防疫及び保健衛生等に必要な医薬品及び医療資機材等については、備蓄量を確認の上、不足分を調達、補充等を行うものとする。なお、必要数が確保できないことが想定される場合は、県に協力を要請するものとする。

5. 災害時応援協定締結団体（民間団体等）

大規模な災害が発生した場合において、外部からの応援を円滑に受け入れるため、あらかじめ地方公共団体のほかにも民間団体等と協定を締結している。

協定を締結している民間団体等に対しては、協定締結課が直接応援要請を行うと

ともに、応援要請したことを各部受援担当者に連絡する。各部受援担当者は、部内の応援要請を取りまとめた上、災害対策本部に連絡するものとする。

6. ボランティア

大規模な災害が発生した場合において、多数のボランティア団体が効果的に活動を行うためには、個々のボランティアの主体的参加と自主的活動を基本としつつ、受け入れ体制の整備や適切なコーディネート等の環境整備に努めるとともに、奈良県が運営するボランティア活動情報提供システム「奈良ボランティアネット」の活用及び奈良県災害ボランティア本部と連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう対処する。

(1) 受け入れ等

ア 一般ボランティア

施設運営班（住民課・保健福祉課）は、山添村社会福祉協議会と連携し、「山添村災害ボランティアセンター」を設置し、「山添村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、次に掲げる支援を行うものとする。

【主な支援事項】

- ・受け入れ及びコーディネート
- ・活動場所の斡旋
- ・資機材の調達
- ・情報の収集・提供
- ・ボランティア保険の加入手続き

イ 専門ボランティア

医療、看護、介護、土木、建築、外国語通訳及び通信等の専門的知識や技術を有するボランティアの受け入れについては、関係各部において災害対策本部と調整し、活動の支援を行うものとする。

7. 上下水道、ガス関係機関

本村では、企業等関係機関との相互応援協定を締結しており、これらの協定に基づき、人的・物的支援を受け入れる。

表 企業に関する相互応援協定等

協定名	締結先
防災協定書	山添村建設業協会
奈良県水道災害相互応援に関する協定	日本水道協会奈良支部
災害時における緊急物資供給協定	奈良県農業協同組合
災害時における緊急物資供給協定	市民生活協同組合ならコープ
災害時における相互応援協定	大和まほろば広域定住自立圏
災害時における物資供給に関する協定	中垣・辰己・久保製麺所
災害時等における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定	奈良県⇄奈良県葬祭業組合・全日本葬祭業共同組合連合会
災害時における避難所開設等必要とする資機材の供給に関する協力協定	株式会社 リード
災害時における燃料等の供給に関する協力協定	株式会社 IOKA
災害時における物資供給に関する協定	辻本朝日堂

(1) 活動拠点

ア 上下水道関係

応急復旧の拠点基地については、重機等大型車の出入り、資機材等の搬入・搬出、保管等を考慮し、駐車スペースが確保できる場所とする。

イ 電気、ガス、通信関係機関

電気、ガス、その他通信関係機関の活動拠点については、選定を行うものとする。なお、候補地のうち応急仮設住宅建設候補地になっている施設については、ライフライン等の復旧活動を優先して使用するものとする。

8. その他の団体

(1) 国関連機関

その他、国や関連機関からの支援としては、次のものがある。

【受援が想定される国や関連機関】

《警察庁》

- ・警察災害派遣隊

《消防庁》

- ・緊急消防援助隊

《国土交通省》

- ・緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）
- ・応急危険度判定士の派遣

《厚生労働省》

- ・災害派遣医療チーム（DMAT）
- ・災害派遣精神医療チーム（DPAT）
- ・保健師等の派遣

《農林水産省》

- ・農業農村災害緊急派遣隊（水土里（みどり）災害派遣隊）

《環境省》

- ・災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）

《文部科学省》

- ・文化財調査官の派遣
- ・応急危険度判定士の派遣

【資料】「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ」

「資料1-1 市町村への応援と受援に関する補足資料」より

これらの組織からの人的支援の受け入れにあたっては、関係各部において奈良県と連携しながら行うものとする。

(2) 海外からの支援

本村は、海外からの支援受け入れについて、県と調整しながら、国の緊急災害対策本部、関係省庁等と連絡を行うとともに、国が作成する海外からの支援の種類、規模、内容等を定めた受け入れ計画について、情報の収集に努めるものとする。

第5章 受援力向上に向けた取り組み

1. 本計画の推進・見直し

本計画は、PDCAサイクル（計画策定：P l a n、訓練等の実施：D o、点検・検証：C h e c k、改訂・見直し：A c t i o n）を活用し、計画の推進と見直しを図る。計画の見直しにおいては、国、県及び他都市の動向や知見等を取り入れ、さらには、訓練や研修等を通じて関係機関等へ周知し、理解を深めていくものとする。

2. 受援対象業務シートの管理

作成した受援対象業務シートは、随時内容を見直し、維持・更新を図るものとする。

3. 受け入れ体制の充実

発災時に迅速かつ円滑な応援を受け入れるため、受け入れ体制の準備を行うものとする。

4. 災害時応援協定の実効性強化

災害時応援協定を締結するだけでなく、より有効かつ円滑な運用を行う観点から、具体的な運用のあり方や発災時の連絡体制の構築（連絡担当者の設定、電話不通を想定した連絡手段の確保等）について、協定締結先と事前に調整・協議を行うものとする。

5. 受援に関する研修、訓練の実施

本村の受援力を向上するため、地方公共団体をはじめとした関係団体や協定締結事業者等からの受援を想定した研修や図上訓練等を定期的実施するものとする。